

山口県喀痰吸引等業務登録申請等実施要綱

(趣旨)

第1条 「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号。以下「法」という。)、
「社会福祉士及び介護福祉士法施行令」(昭和62年政令第402号。以下「施行令」という。)、
「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号。以下「省令」という。)
「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第72号。以下「改正法」という。)
及び「介護保険法施行規則の一部を改正する省令」(平成23年厚生労働省令第126号。以下「改正省令」という。)
に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録の申請及び登録)

第2条 法第48条の3第2項(法附則第27条第2項において準用する場合を含む。)
及び省令第26条の2第1項(省令附則第16条において準用する場合を含む。)の規定による申請をしようとする者は、事業開始予定日の一月前までに、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録申請書」(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 「介護福祉士・認定特定行為業務従事者名簿」(別記第1号様式の2)
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書」(別記第1号様式の3)
- 三 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(別記第1号様式の4)
- 四 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書
- 五 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

2 前項の規定により登録を申請した者が、法第48条の5第1項に掲げる要件の全てに適合し、法第48条の4の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、法第48条の5の規定に基づき、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録簿」(別記第2号様式)により登録し、別添様式1により登録者に通知する。

3 第1項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第11条に規定する措置により、同項第4号又は第5号に掲げる書類(第4号に掲げる書類にあっては、登記事項証明書に限る。)の内容を確認することができるときは、当該書類は添付することを要しない。

(登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の登録更新の申請)

第3条 前条により登録を受けた者であって、喀痰吸引等の行為又は法附則第10条の特定行為の追加にかかる登録の申請をしようとする者は、追加行為開始予定日の一月前までに、「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録更新申請書」(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 「登録喀痰吸引等事業者(登録特定行為事業者)登録適合書類」(別記第1号様式の4)

二 登録喀痰吸引等業務の実施に係る備品一覧

三 緊急時の体制に関する資料

四 記録等の整備状況に関する資料

五 実地研修の実施に関わる資料（登録喀痰吸引等事業者のみ）

（登録喀痰吸引等事業者及び登録特定行為事業者の変更登録及び登録辞退の届出）

第4条 第2条により登録を受けた者は、法第48条の3第2項第1号から第3号までに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、同項第4号に掲げる事項を変更しようとするときは、遅滞なく、変更内容が分かる書類を添えて「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）変更登録届出書」（別記第3号様式の2）を、法第48条の6第1項の規定に基づき、変更内容が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 第2条により登録を受けた者が、喀痰吸引等業務又は特定行為業務を行う必要がなくなったときは、法第48条の6第2項の規定に基づき、遅滞なく、「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録辞退届出書」（別記第3号様式の3）を知事に提出しなければならない。

なお、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、介護福祉士の氏名、生年月日、住所、交付年月日及び修了した喀痰吸引等の行為を記載した帳簿（以下、「実地研修修了者管理簿」という。）を添付しなければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、当該登録喀痰吸引等事業者又は登録特定行為事業者の登録は、その効力を失う。

（実地研修修了証の交付等）

第5条 登録喀痰吸引等事業者は、省令第26条の3第2項第2号に基づき実施する実地研修の修了者に対し、実地研修修了証を交付するものとする。

2 登録喀痰吸引等事業者は、修了証の交付状況について、交付年月日の属する年度の翌年度の4月末日までに、当該年度に係る実地研修修了者管理簿の写しを提出することにより、知事に報告しなければならない。

3 実地研修修了者管理簿は永年保存とし、実地研修修了証の再発行に対応できるようにしておくものとする。

（事業者の登録の取消し等）

第6条 第2条により登録を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法第48条の7の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命ずることができる。

一 法第48条の4各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するに至ったとき

二 法第48条の5第1項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき

三 法第48条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

四 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、別添様式2により事業者に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付申請、交付及び登録)

第7条 省令附則第5条の規定による申請をしようとする者は、省令別表第1号及び第2号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第1号、第2号研修対象)」(別記第4号様式)に、省令別表第3号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証交付申請書(省令別表第3号研修対象)」(別記第4号様式の2)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 住民票の写し

二 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書」(別記第4号様式の3)

三 喀痰吸引等研修の修了証明書の写し

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、知事は、省令別表第1号及び第2号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第1号、第2号研修修了者)」(別記第5号様式)を、省令別表第3号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第3号研修修了者)」(別記第5号様式の3)に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(別記第6号様式)により登録する。

一 法附則第10条第1項に規定する認定特定行為業務従事者(以下「認定特定行為業務従事者という。」)の氏名及び生年月日

二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為

三 その他必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定する措置により、同項第1号に掲げる書類の内容を確認することができるときは、当該書類は添付することを要しない。

(認定特定行為業務従事者認定証の交付事務の委託)

第8条 法附則第12条第1項及び施行令附則第5条の規定に基づき、前条に規定する認定特定行為業務従事者認定証に関する事務(認定特定業務従事者認定証の返納に係る事務、喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務及び認定証の交付の拒否に係る事務を除く。)の全部又は一部を登録研修機関に委託するときは、省令附則第9条の規定に基づき、あらかじめ知事と登録研修機関の間で委託契約書を作成して行うものとする。

2 前項の規定により知事の委託を受けた登録研修機関に、前条第1項の申請が行われ、登録を申請した者が、法附則第11条第2項の要件に適合し、同条第3項の各号のいずれにも該当しないときは、登録研修機関は、省令別表第1号及び第2号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第1号、第2号研修修了者)」(別記第5号様式の2)を、省令別表第3号研修修了者にあつては、「認定特定行為業務従事者認定証(省令別表第3号研修修了者)」(別記第5号様式の4)に次に掲げる事項を記載して交付し、知事は「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(別記6号様式)により登録する。

- 一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日
- 二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為
- 三 その他必要な事項

3 第1項の規定により認定証交付事務の委託を受けた登録研修機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、法附則第12条第2項の規定に基づき、当該委託に係る認定証交付事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(認定特定行為業務従事者認定証の変更の届出等)

第9条 認定特定行為業務従事者は、省令附則第5条各号に掲げる事項に変更があったときは、省令附則第7条の規定により、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者認定証変更届出書」(別記第7号様式)を知事に提出しなければならない。

2 前項の提出に伴い、認定特定行為業務従事者認定証の再交付を希望する場合には、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(別記第8号様式)に、当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

3 認定特定行為業務従事者は、省令附則第8条第1項の規定に基づき、認定特定行為業務従事者認定証を汚損し、又は失ったときは、「認定特定行為業務従事者認定証再交付申請書」(別記第8号様式)を、汚損した場合にあっては当該認定特定行為業務従事者認定証を添えて、知事に提出しなければならない。

4 認定特定行為業務従事者は、前項の申請をした後、失った認定特定行為業務従事者認定証を発見したときは、省令附則第8条第2項の規定に基づき、速やかにこれを知事に返納しなければならない。

(特定行為の業務停止及び認定特定行為業務従事者認定証の返納)

第10条 知事は、認定特定行為業務従事者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法附則第11条第4項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定取消書」(別記第9号様式)により、期間を定めて特定行為の業務を停止し、又はその認定特定行為業務従事者認定証の返納を命ずることができる。

- 一 法附則第11条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至った場合
- 二 前号に該当する場合を除くほか、特定行為の業務に関し不正の行為があつた場合
- 三 虚偽又は不正の事実に基づいて認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合

2 前項の規定により返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者は、施行令附則第4条第1項の規定に基づき、遅滞なく、知事にこれを返納しなければならない。

3 第1項の規定に基づいて、期間を定めて特定行為の業務を停止した場合は、「業務停止処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第10号様式)により、認定特定行為業務従事者認定証の返納を命じた場合は、「認定証返納処分に関する都道府県間連絡通知」(別記第10号様式の2)により、施行令附則第4条第2項及び第3項の規定に基づき、当該認定特定行為業務従事者へ認定特定行為業務従事者認定証を交付した都道府県知事に通知するものとする。

(認定特定行為業務従事者認定の辞退等)

第11条 第7条、第8条、第19条の規定により認定を受けた者が、喀痰吸引等業務を行う必要がなくなったときは、交付を受けた認定特定行為業務従事者認定証を添えて、認定を辞退する日の一月前までに、「認定特定行為業務従事者認定辞退届出書」(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

2 省令附則第8条の2第1項の規定による届出をしようとする者は、遅滞なく、「認定特定行為業務従事者死亡等届出書」(別記第11号様式の2)に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 省令附則第8条の2第1項第1号に該当する場合は、認定特定行為業務従事者認定証及び戸籍抄本(原本)又は失踪を証する資料の写し、

二 省令附則第8条の2第1項第2号に該当する場合は、「心身の故障に係る届出様式」(別記第11号様式の3)、届出者と認定特定行為業務従事者の関係を証する書類(届出者が認定特定行為業務従事者本人の場合は不要)及び医師の診断書等

三 省令附則第8条の2第1項第3号に該当する場合は、判決の確定証明書の写し等

(登録研修機関の登録申請)

第12条 法附則第13条の規定による申請をしようとする者は、省令附則第10条第1項の規定に基づき、研修業務開始予定日の一月前までに、「登録研修機関登録申請書」(別記第12号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 申請者が法人である場合は、その定款又は寄付行為及び登記事項証明書

二 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

三 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第14条の規定に該当しない旨の誓約書」(別記第12号様式の2)

四 「登録研修機関登録適合書類」(別記第12号様式の3)

五 省令附則第14条に規定される業務規程

六 実地研修の一部を委託する場合には、当該研修機関に係る資料

七 「研修修了証明書」(別添様式3)

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第15条第1項及び省令附則第11条に掲げる要件の全てに適合し、法附則第14条各号のいずれにも該当しないときは、知事は法附則第15条第2項の規定に基づき、「登録研修機関登録簿」(別記第13号様式)に次に掲げる事項を記載して登録し、別添様式4により登録者に通知する。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 事業所の名称及び所在地

四 喀痰吸引等研修の業務開始の予定年月日

五 喀痰吸引等研修の課程

3 第1項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定する措置により、同項第1号又は第2号に掲げる書類(第1号に掲げる書類にあっては、登記事項証明書に限る。)の内容を確認することができるときは、当該書類は添付することを要しない。

(登録研修機関の登録の更新等)

第13条 前条により登録を受けた者（以下「登録研修機関」という。）は、前条第2項各号（第1号を除く。）の内容を更新するときは、法附則第16条及び施行令附則第6条の規定に基づき、5年ごとに、「登録研修機関登録更新申請書」（別記第14号様式）に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

一 講師の一覧

二 講師の氏名及び履歴

三 研修に必要な施設、備品一覧、図書目録

四 業務規程

五 実地研修の一部を委託する場合においては、当該研修機関に関する資料

2 登録研修機関が、前項の規定による更新を受けなかったときは、その期間の経過によってその効力を失う。

3 登録研修機関は、登録された内容に変更があったときは、法附則第18条に基づき、あらかじめ「登録研修機関変更登録届出書」（別記第14号様式の2）に、変更内容が分かる書類を添えて知事に提出しなければならない。

4 登録研修機関は、登録された業務規程の内容に変更があったときは、法附則第19条第1項の規定に基づき、喀痰吸引等研修の業務の開始前に、「登録研修機関業務規程変更届出書」（別記第15号様式）に、改正後の業務規程を添えて知事に提出しなければならない。

(修了証明書の交付等)

第14条 登録研修機関は、研修の修了者に対し、第12条第1項の「研修修了証明書」（別添様式3）を交付するものとする。

2 登録研修機関は、研修の修了者の氏名、生年月日、修了した研修の課程、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した名簿を作成し、管理するものとし、修了年月日の属する年度の翌年度4月末日までに、県に提出するものとする。

3 前項に定める名簿は永年保存とし、修了証明書の再発行に対応できるようにしておくものとする。

(登録研修機関の休廃止)

第15条 登録研修機関が、喀痰吸引等研修の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法附則第20条及び省令附則第15条の規定に基づき、「登録研修機関休廃止届出書」（別記第16号様式）を、登録を休廃止する日の一月前までに、知事に提出しなければならない。

(適合命令)

第16条 知事は、登録研修機関が法附則第15条第1項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、法附則第21条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第17条 知事は、登録研修機関が法附則第17条の規定に違反していると認めるときは、法附則第22条の規定に基づき、その登録研修機関に対して、同条の規定による喀痰吸引等研修を行うべきこと又は喀痰吸引等研修の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(登録研修機関の登録の取消し等)

第18条 登録研修機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事は法附則第23条の規定に基づき、その登録を取り消し、又は期間を定めて喀痰吸引等研修の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 法附則第14条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当するに至ったとき
- 二 法附則第18条から第20条までの規定に違反したとき
- 三 法附則第21条の規定による適合命令又は法附則第22条の規定による改善命令に違反したとき
- 四 法附則第25条において準用する法第17条の規定に違反したとき
- 五 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたとき

2 前項の命令について、知事は、別添様式5により登録研修機関に通知する。

(認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)の交付申請)

第19条 改正法附則第14条第1項の規定による知事の認定を受けようとする者は、改正省令附則第4条の規定により、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書」(別記第17号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 「社会福祉士及び介護福祉士法附則第11条第3項各号の規定に該当しない旨の誓約書」(別記第4号様式の3)
- 三 喀痰吸引等に関する研修修了証明書(該当するものがある場合)及び修了した研修内容・研修時間を示す書類
- 四 「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類①本人誓約書」(別記第17号様式の2)
- 五 「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類②第三者証明書」(別記第17号様式の3)
- 六 「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置)交付申請書添付書類③実施状況確認書」(別記第17号様式の4)

2 前項の規定により登録を申請した者が、法附則第11条第2項に規定する喀痰吸引研修の課程を修了した者と同等以上の知識及び技能を有すると知事が判断したときは、改正法附則第14条第2項の規定に基づき、「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・不特定多数の者対象)」(別記第18号様式)又は「認定特定行為業務従事者認定証(経過措置・特定の者対象)」(別記第18号様式の2)に次に掲げる事項を記載して交付し、「認定特定行為業務従事者認定登録簿」(別記第6号様式)によ

り登録する。

一 認定特定行為業務従事者の氏名及び生年月日

二 認定特定行為業務従事者が行う特定行為

三 その他必要な事項

- 3 第1項の規定にかかわらず、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第11条に規定する措置により、同項第1号に掲げる書類の内容を確認することができる場合は、当該書類は添付することを要しない。

(公示)

第20条 知事は次の各号の一に該当するときは、法附則第24条の規定に基づき、その都度、公示するものとする。

一 登録をしたとき

二 法第48条の6第1項又は法附則第18条の規定による届け出（氏名若しくは名称若しくは住所又は事業所の名称若しくは所在地に係るものに限る。）があったとき

三 法第48条の6第2項又は法附則第20条の規定による届け出があったとき

四 法第48条の7の規定による登録の取消又は喀痰吸引等業務（登録特定行為事業者にあつては特定行為業務）の停止を命じたとき

五 法附則第23条の規定による登録の取消又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき

(帳簿の備付け等)

第21条 法附則第25条において準用する法第17条の規定に基づき、登録研修機関は、喀痰吸引等研修の業務に関する事項を記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(報告)

第22条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第19条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第23条 法第48条の9若しくは法附則第25条若しくは法附則第27条第2項において準用する法第20条の規定に基づき、知事は、法を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、登録喀痰吸引等事業者若しくは登録特定行為事業者若しくは登録研修機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書（別記第19号様式）を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

- 3 第1項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係書類の保存)

第24条 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者及び登録研修機関が保存すべき書類の種類及び保存期間は次のとおりとする。

一 第2条、第3条、第4条、第12条、第13条において規定する登録、更新、変更にかかる申請書及び添付書類は、永年保存とする。

二 前号に掲げるほか、喀痰吸引等業務、特定行為業務及び喀痰吸引等研修にかかる関係書類は、5年間保存する。

2 関係書類の保存は、確実に、かつ、秘密が漏れることのない方法により行う。

3 関係書類の廃棄は、焼却その他の復元することができない方法により行う。

附 則 この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月30日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この要綱の改正前の様式による申請又は届出を受け付けるものとする。

附 則 この要綱は、令和3年1月13日から施行する。

附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年4月20日から施行する。

附 則 この要綱は、令和8年10月1日から施行する。